

地域の産官金連携によるエリア観光推進事業に関する事業化調査業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、地域の産官金連携によるエリア観光推進事業に関する事業化調査業務委託業者を選定するためのプロポーザルに関して必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1)業務名

地域の産官金連携によるエリア観光推進事業に関する事業化調査業務委託

(2)業務内容

「地域の産官金連携によるエリア観光推進事業に関する事業化調査業務委託仕様書」のとおりとする。

(3)選定方法

公募型プロポーザル方式

(4)履行期間

契約締結の日から令和7年3月14日（金）まで。

(5)履行場所

神崎市神埼町地内

(6)委託契約限度額

19,998千円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

※提案の内容に関わらず、この限度額を超える提案は受付ない。

(7)支払方法

完了払

※当該業務は国土交通省の先導的官民連携支援事業「地域の産官金連携によるエリア観光推進事業に関する調査」の別紙報告書を基に行うものとする。

3. 事務局

神崎市役所 産業建設部 商工観光課

住所 〒842-8601 佐賀県神崎市神埼町鶴 3542 番地 1

TEL 0952-37-0107

FAX 0952-52-7979

Email [syoukou-kankou@city.kanzaki.lg.jp](mailto:syoukou-kankou@city.kanzaki.lg.jp)

#### 4. 参加資格

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当するものでないこと。
- (2) 令和 5・6 年度の神崎市入札参加資格登録を受けている者であること。ただし、登録を受けていない者であっても、参加表明書と併せて神崎市物品の製造、修理又は購入に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加することができる者の資格及び資格審査に関する規定（平成 18 年 3 月 20 日規程第 24 号）に基づく、入札参加資格審査申請書を提出したうえで、資格を有すると認められる者は参加できることとする。この参加資格の審査は、神崎市建設工事等入札資格審議会（以下「入札資格審議会」という。）規定に基づき行う。なお、審査の結果は、参加表明書を提出した者全てに書面及び電子メールで通知する。
- (3) 日本国内で、国、地方公共団体発注の既存施設の利活用による官民連携事業において本業務に類似する業務の完了実績があること。
- (4) 参加表明書の提出日から契約締結日までの期間で、佐賀県及び本市から指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き又は民事再生法（昭和 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きの申し立てがなされていない者であること。ただし、更生手続き開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者を除く。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号第 2 項に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (8) 配置する管理技術士等は以下の①、②、③のいずれかの資格を有すること。
  - ① 技術士（建設部門で選択科目を「都市及び地方計画」とする者）の資格
  - ② 技術士（総合技術監理部門で選択科目を「建設一都市及び地方計画」とする者）の資格
  - ③ RCCM（専門技術部門で「都市計画及び地方計画」とする者）の資格

#### 5. 選定方法

第 1 次審査及び第 2 次審査の 2 段階方式で実施する。

## 選定スケジュール

項目	日時等
公告	令和6年10月11日（金）
参加表明書質問受付期間	令和6年10月11日（金）から 令和6年10月17日（木）午後3時まで
参加表明書質問回答期限	令和6年10月21日（月）
参加表明書提出期間	令和6年10月11日（金）から 令和6年10月22日（火）午後3時まで
参加資格審査	令和6年10月23日（水）
参加資格審査結果の通知	令和6年10月25日（金）
企画提案書等質問受付期間	令和6年10月11日（金）から 令和6年10月25日（金）午後3時まで
企画提案書等質問回答期限	令和6年10月29日（火）
企画提案書等提出期間	令和6年10月25日（金）から 令和6年10月30日（水）午後3時まで
第1次審査	令和6年10月31日（木） ※予定
第1次審査結果の通知	令和6年11月 1日（金） ※予定
第2次審査	令和6年11月 5日（火）
第2次審査結果の通知	令和6年11月 6日（水） ※予定

## 6. 参加表明書について

### (1)提出書類

別添「参加表明書提出要領」による。

### (2)提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。郵送による場合は、配達証明書付書留郵便とし、提出期間内に必着とする。

### (3)提出期間

令和6年10月11日（金）から令和6年10月22日（火）午後3時まで

### (4)提出場所

「3. 事務局」に同じ

## 7. 本提案に関する質問

本業務委託に関する質問は、「質問書（様式6号）」（以下「質問書」という。）に記入し、下記要領にて提出すること。

- (1)提出期限は、選定スケジュールのとおりとする。
- (2)質問は、質問書の様式を用いて電子メールで提出すること。送信にあたっては、表題を「地域の産官金連携によるエリア観光推進事業に関する事業化調査業務委託についての質疑」とすること。原則として、電子メール以外の方法による質問は受け付けない。質疑受付終了時刻に関しては、着信日時とする。ただし、電話による受理確認は差し支えない。

## 8. 質問への回答

前項の質問に対する回答は、期限までに受付けた質問について、下記の要領にて回答する。回答期限は、選定スケジュールのとおりとする。

- (1)質問とその回答は、神崎市ホームページ上で公開する。
- (2)質問を行った参加希望者名は公表しない。

## 9. 参加資格の審査方法及び結果の通知

### (1)審査方法

神崎市建設工事等入札参加資格審議会規程に基づき、参加資格の審査を行う。

### (2)審査結果の通知

審査の結果は、参加表明書提出要領に基づく書類を提出した者全てに書面及び電子メールで通知する。

## 10. 企画提案書及び見積書について

### (1)提出書類

別添「企画提案書提出要領」による。

### (2)提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。郵送による場合は、配達証明書付書留郵便とし、提出期間内に必着とする。

### (3)提出期間

令和6年10月25日（金）から令和6年10月30日（水）午後3時まで

### (4)提出場所

「3. 事務局」に同じ

## 11. 審査概要

本プロポーザルにおける「地域の産官金連携によるエリア観光推進事業に関する事業化調査業務委託」にあたっては、事業者から提出された企画提案書等の審査及び事業者からのプレゼンテーションを受け、総合的に評価する。

(1)第1次審査（書面審査）

提案書等の提出数が6者以上の場合には、企画提案書等による書面審査を行う。第1次審査上位5者によって第2次審査（プレゼンテーション審査及び総合審査）を行う。

(2)第2次審査（プレゼンテーション審査及び総合審査）

ア 1事業者あたり制限時間30分（提案説明20分、質疑10分）によるプレゼンテーション審査を行い、総合的に審査する。

イ 実施場所は神崎市役所とする。

※時間等の詳細は、別途参加資格者に通知する。

ウ 事業者からの出席者は3名以内とする。そのうち1名は予定技術者とする。

エ 企画提案書を基に説明することとし、追加の資料配布は認めない。

オ パソコン及びデータは持参することとする。プロジェクターについては本市が準備する。準備及び後片付けは制限時間内で行うこととする。

(3)審査の結果の通知

第1次審査及び第2次審査に参加した全事業者に対し、審査結果を書面及び電子メールで通知する。

## 12. 審査基準

受託業者決定に関する審査基準は、次のとおりとする。

(1)業務実績

国内で国、地方公共団体、公社発注の公的不動産(PRE)の活用事業の検討業務や本業務の類似事案の実績があるか。

(2)本業務の実施体制

業務の実施に十分かつ有効な実施体制を構築できているか。

(3)本業務の実施工程

業務の実施に十分かつ有効な実施工程を提案できているか。

(4)理解度

業務の目的を理解し、地域の実情を把握した実施方針となっているか。

(5)地元との連携

地元の団体・事業者等による事業主体設立に向けて、実現性の高い調査方法等が提案できているか。

(6)資金計画

地元の地方金融機関との協業・連携に向けて、具体的な調査方法・連携方策が提案できているか。

(7)専門性

各項目について、実績に基づく実現性の高い提案がされているか。

(8)プレゼンテーション及びヒアリング

①補足説明等が明確で、業務に対する取組意欲が高いか。

②質問に対する応答の明確性が高いか。

(9)価格（見積書）

配点×（最低提案価格÷提案価格）

※小数点以下四捨五入

13. 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1)審査に影響を与える行為があったと認められる場合

(2)提出した書類等に虚偽の記載があった場合

(3)企画提案書を複数提出した場合

(4)書類の提出方法及び提出期限を遵守しない場合

(5)参加資格を有しない者が企画提案書を提出した場合

(6)指定する様式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しない場合

(7)記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(8)本プロポーザルの公告の日から契約締結までの期間中に本業務及び関連業務に関し、事務局等に営業活動を行った場合並びに、選定委員及び評価部会員又は事務局等の関係者に本プロポーザルに対する不正な働きかけを直接又は間接的に求めた場合

(9)その他、市長が本要領に違反すると認めた場合

14. 契約の手続き

神崎市財務規則による。

15. その他

(1)本プロポーザルに伴う、提案書等の作成及び提出等それらに係る費用の一切は参加希望者の負担とする。

(2)提出期間を過ぎた提案書等の修正及び変更はできない。

(3)提出された提案書等は、返却しない。

(4)提出された提案書等は、本業務に係る事務手続き以外の目的で使用しない。

(5)提出された提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属するものとする。

- (6)本市は、公募型プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (7)提出された書類に虚偽の記載があった場合、提出書類を無効とする。
- (8)市が定める採点基準に満たない場合は失格とする。
- (9)参加者が1者のみの場合においても、プレゼンテーション審査を行い、市の設定する基準点以上の場合は受託候補者とする。
- (10)本要領に定めのない事項並びに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。